

みつばち飼育届・飼育変更届

令和7年 1月 15日

徳島県知事 殿

住所 徳島県 徳島 郡 万代 町 一丁目1 番地

氏 名
(名称及び代表者氏名) みつばち 太郎

電話・ファックス 088-621-****

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定により下記のとおり(みつばち飼育届・みつばち飼育変更届)を提出します。

記

道の駅等で少量でも販売する場合や、少量でも譲渡する場合は、「販売」に○印を記入

1 蜂の種類

西洋みつばち

日本みつばち

2 蜂、蜜等の用途

販 売

自家用※3

3 飼育状況 (1月1日現在の状況を記載)

飼 育 場 所※2

徳島県 郡 万代 町 一丁目1 番地

1月1日時点の飼育
蜂群数を記入

飼育蜂群数

販 売

自家用

西洋みつばち

20

群

群

日本みつばち

5

群

群

飼育蜂群総数

総数のうち交配用群数

25

群

5

群

蜂群数および、
交配群数を記入飼育予定の群数を
それぞれ記入

4 飼育計画 (1月1日～12月31日の計画を記載)

飼 育 場 所

飼 育 予 定
最大計画蜂群数

飼 育 期 間

徳島 郡 万代 町 一丁目1 番地

西洋みつばち
5

1月 1日から

日本みつばち
5

12月 31日まで

吉野川 郡 川島 町 〇〇〇 12 番地 3

西洋みつばち
40

1月 1日から

日本みつばち
5

12月 31日まで

阿波 郡 市場 町 ▲▲▲ 45 番地 6

西洋みつばち
20

4月 1日から

日本みつばち
10

10月 31日まで

備考

1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入すること。

2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地及び号並びに必要なに応じて緯度及び経度)を記入すること。
なお、地図の添付等でも可とする。

3 自家用とは、みつばちを小規模に飼育し、かつ、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の販売・譲渡を行わないこと。

4 次に掲げる事項について十分に内容を確認の上、届出すること。

(1) ほう群の配置調整、みつばちの防疫、農業被害の防止その他の養ほうの振興(以下「養ほうの振興」という。)に必要な範囲内において、記載された個人情報を利用することがある。

(2) 次に掲げる場合に、養ほうの振興に必要な範囲内において、記載された個人情報を第三者への提供することがある。

イ 法令に基づく場合又は市町村及び他の都道府県に提供する場合

ロ 県の管理監督の下、みつばち飼育者、関係機関等の協力が必要な場合(本人の同意がある場合に限る。)

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、ほう群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ確かな実施を図るため、ほう群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、みつばちの飼育を行うに当たっては、周辺のみつばち飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、ほう群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、みつばちの飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

県内外への転飼場所を含む
すべての飼育場所を記入